

県管理空港(地方管理空港)の概要



1. 空港の分類

空港法の第2条において、「空港とは、公共の用に供する飛行場をいう。」となっており、拠点空港、地方管理空港、その他の空港に分類されます。

- (1) **拠点空港**：国際又は国内航空輸送網の拠点となる空港
会社管理空港、国管理空港、特定地方管理空港の全国で28空港
- (2) **地方管理空港**：国際又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港
沖縄県管理の12空港を含め全国で54空港
- (3) **その他の空港**：拠点空港、地方管理空港、公共用ヘリポートを除く空港
全国で7空港

2. 滑走路長による対象航空機

滑走路の長さは、一般に対象航空機により定められており、原則としてB-747型等の大型ジェット機で2,500m、B-737型等の小・中型ジェット機で2,000m、DHC-8型等のプロペラ機で1,500m、DHC-6-400型等の小型機では800～1,000mの滑走路長を確保するようになっています。ただし、暫定的にジェット化する場合は、別途検討するようになっています。

3. 県内の公共飛行場の役割

沖縄県には、国管理の那覇空港(滑走路長3,000m)と、県管理の地方管理空港12の、合計13空港があります。

那覇空港は、昭和47年の本土復帰に伴い運輸省(現在の国土交通省航空局)所轄の国管理空港(旧第二種空港)に指定され、国内航空ネットワークの地域拠点空港として、また島嶼県沖縄のハブ空港として重要な役割を果たしています。さらに、本土や近隣諸国を結ぶゲートウェイとして今後ますます利用度が高まるものと予想され、快適で利便性の高い空港へと継続的に整備が行われています。

県が管理する地方管理空港(旧第三種空港)には、新石垣、宮古、久米島、与那国、南大東、北大東、多良間、伊江島、粟国、慶良間、波照間および下地島の合計12空港が設置され、県民の足として民政の安定および地域振興に重要な役割を果たしています。

4. 県内離島空港の現況

県内離島空港は、那覇、石垣、宮古を中心とした航空ネットワークが形成され、現在、航空路線の維持・拡充を図っているところ です。

(1) ジェット機対応空港(B737型機等)：標準滑走路長2,000m

- ① **新石垣空港**… 平成25年3月に2,000mの滑走路を新設し供用開始。(1,500→2,000m)
- ② **宮古空港**… 昭和58年7月に2,000mの滑走路を供用開始。(1,500→2,000m)
サンバをイメージしたターミナルビルが特徴(平成9年7月供用開始)。
平成13年6月には誘導路を増設し、2本となる。
- ③ **久米島空港**… 平成9年7月に2,000mの滑走路を供用開始。(1,200→2,000m)
- ④ **与那国空港**… 平成11年7月から滑走路1,500mで暫定的にB-737が就航。
平成19年3月に2,000mの滑走路を供用開始。(1,500→2,000m)

(2) プロペラ機対応空港(DHC-8型機等)：標準滑走路長1,500m

- ① **南大東空港**… 平成9年7月に1,500mの滑走路を新設し供用開始。(800→1,500m)
- ② **北大東空港**… 平成9年10月に1,500mの滑走路を拡張整備し供用開始。(800→1,500m)
- ③ **多良間空港**… 平成15年10月10日に1,500mの滑走路を新設し供用開始。(800→1,500m)
- ④ **伊江島空港**… 昭和50年7月に滑走路長1,500mで供用開始し、那覇—伊江島路線が開設されたが、米軍の訓練空域に伴う運用制限や利用客の減少で、昭和52年2月に定期便の運航を休止。

(3) 小型プロペラ機対応空港(DHC-6-400型機等)：標準滑走路長800m

- ① **粟国空港**… 小型プロペラ機対応空港として整備し、昭和53年に供用開始。
平成21年6月以降定期便の運航が休止。不定期便が運航していたが、平成27年8月29日以降休止。
- ② **慶良間空港**… 平成4年に民間から県へ移管し、平成6年11月に800mの滑走路を整備し供用開始。
利用客の減少に伴い平成18年4月以降定期便の運航が休止。
- ③ **波照間空港**… 小型プロペラ機対応空港として整備し、昭和51年5月に供用開始。
利用客の減少に伴い平成19年12月以降定期便の運航が休止。

(4) 下地島空港：滑走路長3,000m

- 下地島空港**… 我が国唯一のパイロットの訓練を行う空港として、昭和54年7月に開港。
昭和55年11月から那覇—下地島間に定期便が就航。利用客の減少に伴い平成6年7月以降運航が休止。